

食料供給コスト縮減アクションプランの進捗状況(概要)

項目	取組内容	取組目標	進捗状況(18年度末見込み)	主な課題	
1 低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減					
低価格資材の供給	肥料	高度化成肥料における輸入高度化成肥料(ヨルダン製)の普及割合の拡大	36%(16年度) 43%(22年度)(化学肥料全体に占める普及割合は5.1%)	39%(18年度末見込み)(18年度目標38%)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入高度化成肥料について、多様な銘柄が存在する国産化成肥料からの代替の促進 BB(バルク・ブレンド)肥料を工場設置県の近隣県へ普及するための広域流通体制の構築 肥料生産事業者の一層の負担軽減を図る観点から、科学的知見、事故の発生リスク等を踏まえ、化学肥料のうち可能なものの更新期間の延長
		高度複合肥料におけるBB(バルク・ブレンド)肥料の普及割合の拡大	47%(16年度) 50%(22年度)	18年度の普及割合は19年4月に取りまとめ(18年度目標49%)	
	農薬	包装経費の削減等による低価格な大型包装品(基準規格対比 5~38%)の品目数を拡大	17品目(16年度) 40品目(22年度)	40品目(18年度末見込み)(既に22年度の目標40品目を達成)	<ul style="list-style-type: none"> 輸送コストの低減、薬剤散布に係る労力低減を図ることができる軽量剤等の普及 特許切れ(ジェネリック)農薬も普及しつつあるが、地域における作付け、防除体系や病害虫の種類・発生状況の違いを踏まえ、現場の実態に即した防除指導により推進
		特許が切れた有効成分を原料とする低価格なジェネリック農薬(価格低減率 15~30%)の普及率を拡大	8%(16年度) 20%(22年度)(先行農薬であるアセフェート剤に占める割合)	12%(18年度末見込み)(18年度目標17%)	
	農業機械	従来よりも1割程度低価格な「低コスト支援農機」の担い手向け大型機種に占める普及割合を拡大 全農においては、担い手向け韓国トラクタの輸入や独自型式取扱	41%(17年度) 54%(22年度)	43%(18年度末見込み)(18年度目標43%) 18年10月に輸入取扱いを開始 19年3月からコンバインの独自型式を販売	<ul style="list-style-type: none"> 担い手のニーズに応じ機能を絞った低価格農機の機種拡大等をさらに進めていくことが必要。 一方で、過剰な装備の選択とならないよう利用者の意識醸成を進めることが必要。
		中古農業機械について、インターネットによる情報提供、展示会の開催等による活用促進	情報共有化に取り組むJA農機センター332ヶ所(17年度) 550ヶ所(22年度)(全国をほぼカバー)	400ヶ所(18年度末見込み)(18年度目標400ヶ所)	
資材の流通の合理化	肥料の港湾等からの直行配送の取扱量を拡大	普及割合0%(16年度) 3.8%(22年度)(輸入高度化成肥料分)	6.2%(18年度末見込み)(既に22年度の目標3.8%を達成)	<ul style="list-style-type: none"> 肥料・農薬の物流合理化のためには、農協系統の農家配送拠点の整備を推進するとともに、特に肥料においては、工場から産地への直送等といった新たな輸送形態の導入が必要。また、農薬については、大型包装品等の一括配送の推進が必要。 	
	広域をカバーする農家配送拠点の設置数を拡大	115カ所(16年度) 300カ所(22年度)	160カ所(18年度末現在)(18年度目標175カ所)		
生産資材の効率利用等	モデル地区を設定し、新技術導入等により資材費を削減する取組を推進 担い手への作業集積、機械の共同利用組織等の育成を推進	モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減	全国5ヶ所でモデル事業を実施(18年度) 各県で担い手の育成を通じた作業受託を推進	<ul style="list-style-type: none"> 農業機械の1台当たり稼働面積は依然として小さく、過剰投資となっていることから、担い手への作業集積や集落内の共同利用等農業機械の効率利用による機械の稼働面積拡大を加速することが必要。 	
その他	共同利用施設の利用料金の引き下げ 等	建設コスト縮減や担い手を核とした施設利用体制の整備等により、利用料金の引き下げを実施	米の共同乾燥調製貯蔵施設の平均稼働率の向上に取組中(18年度67%(速報))	<ul style="list-style-type: none"> 担い手による利用体制の整備が不十分であるため、稼働率が低い施設を中心とした指導強化が必要。 	

取組内容	取組目標	進捗状況(18年度未込み)	主な課題
2 経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減			
農地利用調整活動の支援等を実施し、担い手への農地利用集積面積を増加	効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地が、全耕地の7～8割程度(平成27年)	35%(16年度末) 38%(17年度末)	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地の面的集積を加速化させることが必要であり、農地政策の再構築に向けた「農地政策に関する有識者会議」においても、担い手への農地の面的集積を最重要課題として検討(別添資料「担い手への農地の面的集積の促進に向けて」参照) ・農外からの企業等の新規参入数は増加傾向にあるが、取組目標を達成するため、更に制度や農地情報等の情報提供の強化、支援策の積極的な活用を推進していくことが必要 ・各地域での輪作体系の構築や施設園芸への対応を強化するため、委託プロジェクト研究等により、IT等新たな技術も組み合わせた省力化技術の体系化による営農モデルの確立を推進 ・農政上の課題や現場ニーズに適切に応えうる技術(研究成果)について「農業新技術200X」として決定し、補助事業の活用、普及指導計画への反映等、関係機関が連携して現場への導入を促進
農業参入を希望する企業等への農地情報の提供等地域と企業等とのマッチングの推進、企業等に対する制度資金の融資などの支援を実施。	参入法人数を、500法人(22年度末)	18年9月現在173法人(17年度：156法人)	
生産性の高い水田輪作・畑輪作システム、収益性の高い園芸生産システムを確立するための研究開発を実施。	独立行政法人等による左記の着実な推進	水稲播種作業時間の5割程度削減、園芸用ハウス建設コストの5割程度削減等の研究結果を確認	
3 卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減			
再編措置に取り組むことが必要な中央卸売市場については、具体的な取組内容及び実施時期を決定(平成18年度中)(中央卸売市場整備計画に記載)。	卸・仲卸業者の従業員1人当たり取扱金額の向上(対前年比)	12市場で取組内容及び実施時期を決定(18年度：中央卸売市場は84市場)	<ul style="list-style-type: none"> ・工程表を策定して、確実に取組を推進 ・通い容器の本格的な普及を図るため、回収拠点の整備、紛失防止システムの在り方等の課題について、関係者が一体となった検討を進め、年内を目途に普及促進に向けた提言をとりまとめ ・電子タグの生鮮食品流通への導入を図っていくためには、17年度、18年度の実証実験の成果を踏まえ、更なるノウハウの蓄積、効果の検証が必要
商物分離電子商取引導入中央卸売市場の割合の拡大	3%(18年度) 40～50%(22年度)	3地区において実証等を実施	
関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。	通い容器の本格的な普及(17年の普及率3.1%)	通い容器普及促進協議会を設立し、課題解決に向けた推進体制を構築	
電子タグ活用の作業体系を確立・普及し、これを導入した市場における物流作業コストを削減。	電子タグを導入した市場における物流作業コストを4分の1程度削減	水産物の卸売市場流通を対象とした実証実験を実施	
4 品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効率的な対応によるコストの縮減			
消費者が求める規格外品等の供給拡大	生産者、食品産業事業者による取組の拡大	生産者・実需者間の連携の強化、産地の生産・出荷体制の整備、契約取引の拡大を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮販売や加工・業務用途における多様なニーズに適合した規格での農産物の出荷・流通の推進が必要(別添資料「農産物の生鮮販売や加工・業務用途における多様なニーズに対応した取組の可能性(案)」参照) ・食品循環資源の再生利用における効率化が課題(食品廃棄物の安定かつ確実な再生利用が維持・継続できるリサイクル・ループの構築等が盛り込まれた食品リサイクル法改正案を国会に提出)
平成18年度が、食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率向上の取組の目標年度であることを踏まえ、目標未達成業者の多い小売業、外食産業を中心に食品関連事業者等への普及啓発を実施。	我が国全体の食品循環資源の再生利用等実施率：45%(16年度) 52%(18年度)	17年度における食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等の実績は、我が国の食品関連事業者全体で、量的には52%に達した。	

取組内容	取組目標	進捗状況(18年度末見込み)	主な課題
5 農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減			
生産資材の大口割引の割引率の拡大など全農による担い手への生産資材の価格還元(再掲)	(再掲)	(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善命令(平成17年10月13日付け17経営第3818号)に従い全農が提出した「改善計画」に基づき、担い手のニーズに応じた肥料・農薬の担い手向け価格条件と大型規格商品を引き続き拡大 ・コスト低減に向けた着実な取組の実施により、確実に生産者へコスト低減効果を還元 ・手数料引き下げに向けた着実な取組の実施により、確実に生産者へ手数料引き下げ効果を還元
高度化成肥料、BB肥料、農薬大型規格品、低コスト支援農機の普及拡大(再掲)	(再掲)	(再掲)	
肥料農薬等の生産資材について、全農の手数料の引下げ	16年度手数料290億円を基準として、18年度18億円削減、19年度累計27億円削減、20年度以降累計36億円削減	県別重点品目で、肥料5.1億円(18年7月以降)及び農薬5.4億円(18年12月以降)規模、またダンボール箱等で7.6億円の引下げを実施	
米穀の流通コストを削減	米穀の現行60kgあたり3千円程度の流通コストを、2千円以内の可能な限り低い水準に削減。(20年産までに)	18年産米から販売対策費(現行600円/60kg)を廃止するとともに、28県本部で18年産米の流通コストを2千円/60kg以下とする目標を設定	

1 低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減

項目	取組内容・課題【取組主体】	取組目標 / 進捗状況	課題・対応方向
低価格資材の供給			
低価格な肥料の供給促進	<p>ヨルダンから輸入した低価格な高度化成肥料の供給を地域の実情に応じて推進し、高度化成肥料における輸入高度化成肥料の普及割合を拡大。 【全国農業協同組合連合会】</p> <p>18年度から新たに全農全国本部に輸入高度化成肥料の推進担当を設置して、各地域に出向いた際に農家からの要望等を把握するとともに、各種媒体(テレビ、ラジオ、ホームページ、チラシ等)による積極的なPR活動を実施。</p> <p>BB(バルク・ブレンド)肥料の広域流通の推進等により、高度複合肥料におけるBB肥料の普及割合を拡大。 【全国農業協同組合連合会・経済農業協同組合連合会、全国肥料商連合会】</p> <p>全農県本部及び経済連のBB肥料の担当者が農協へ出向いたり、各種会議でPR活動や周知を実施。</p>	<p>36%(注)(16年) 43%(22年) 〔注:化学肥料全体に占める普及割合は5.1%。〕 39%(18年度末見込み)(18年度目標38%)</p> <p>47%(16年) 50%(22年) (全農・経済連分)</p> <p>(18年度の普及割合は19年4月に取りまとめ) (18年度目標49)</p>	<p>近年肥料需要が減少しているが、特に汎用的一般高度化成が大きく減少している。一方省力化など多様なニーズに対応した肥料の需要は堅調である。</p> <p>輸入高度化成肥料について、多様な銘柄が存在する国産化成肥料からの代替を促進しており、ヨルダンから輸入した低価格な高度化成肥料の汎用的一般高度化成に占める割合は39%と伸びている。18年度担い手対策の前倒しとして担い手への満車直行を実施したが(18年度末見通し6,300トン)、19年度から本格的に実施し、普及拡大に取り組んでいく。</p> <p>BB肥料工場は工場所在県向け供給を目的に、県・地域の施肥基準に基づく銘柄を設定して普及を行っており、県内普及率はすでに高位にある。更なる供給拡大のためには、</p>

		%)	<p>工場所在県から隣県への供給を行うことが必要であり、その地域に即した銘柄の設定、普及展示ほの設置、推進体制の整備などを行い、条件が整ったところから供給を開始する。また、担い手への満車直行にも取り組んでいく。</p> <p>肥料生産事業者の一層の負担軽減を図る観点から、科学的知見、事故の発生リスク等を踏まえ、化学肥料のうち可能なものの登録の有効期間を延長。</p>
<p>低価格な農薬の普及促進</p>	<p>包装経費の削減等による低価格な大型包装品(基準規格対比 5 ~ 38%)の品目数を拡大。</p> <p>【全国農業協同組合連合会】</p> <p>18年度は担い手農家の農薬の使用実態調査を実施し、包装の大型化に対応できる銘柄を選定をするとともに、製造会社と、銘柄設定や価格について交渉を実施。</p> <p>拡散技術の向上により増量剤の低減を図ることにより輸送費等が低減できる軽量除草剤(価格低減率 4%)の北海道における稲作農家への普及を拡大。</p> <p>【農薬工業会】</p> <p>軽量除草剤の一層の浸透を図るため、各単協の協力を得ながら、農薬使用に係る現地説明会を実施。</p>	<p>17品目(16年) 40品目(22年)</p> <p>40品目(18年度末見込み)(18年度目標20品目)</p> <p>66%(16年) 80%(22年)</p> <p>(18年度の普及割合は19年4月に取りまとめ)</p>	<p>18年度中に、22年度目標が達成されたが、大型化した剤について普及を進める課題が残っていることから、19年度については、新たに追加できる品目について調査を実施するとともに、40品目中指標となる剤を選定し、普及目標の設定と状況の把握を図る。</p> <p>18年度は、ほぼ目標達成見込みであるが、地域により使い慣れた剤の使用や新薬の使用を好むことから、19年度においては、引き続き普及が望める地域での現地説明会を進めるとともに、新薬においても軽量剤化を図る等、輸送コストの低減、薬剤散布に係る労力低減を図ることができる軽量剤のラインナップの充実に努める。</p>

	<p>特許が切れた有効成分を原料とする低価格なジェネリック農薬(価格低減率 15～30%)の普及率を拡大。 【全国農業協同組合連合会】</p> <p>18年度はジェネリック農薬について個別農家へのPR活動(JA別に作成しジェイエス専用注文書の配布、JA向情報誌作成1回、全国行脚キャンペーン)や周知を実施するとともに、更なる周知を目指すため、ブロック別の県本部会議を計3回実施。</p>	<p>8%(16年) 20%(22年) 〔先行農薬であるアセフェート剤に占める割合〕 12%(18年度末見込み)(18年度目標17%)</p>	<p>18年度は、先行剤に比較し、適用作物が少なかったことが普及拡大の阻害要因となっていた。このため、19年度は、作付け、防除体系や害虫の種類・発生状況などの現場実態に即した普及活動を行うとともに、各種媒体(テレビ・ラジオ・新聞・ホームページ・チラシ等)やオープンキャンペーンによる積極的なPR活動により、一層の普及拡大を図る。また、今後、適用拡大を順次図ることにより、農家の使用場面を増やす。</p>
<p>低価格な農業機械の供給</p>	<p>基本性能を確保しつつ、機能の特化等により従来機種よりも1割程度低価格な「低コスト支援農機」の担い手向け大型機種に占める普及割合を拡大(全農においては、担い手向け韓国トラクタの輸入取扱や国産の独自型式トラクタの取扱も行う)。 【全国農業協同組合連合会、全国農業機械商業協同組合連合会】 (全国農業協同組合連合会)</p> <p>低コスト支援農機の担い手向け大型機種について、農協系統へのPR活動やホームページ等による農業者への周知を実施。</p> <p>韓国トラクタは、韓国のメーカーが道路運送車両法に基づく保安基準のクリア等諸手続きに期間を要し18年10月から輸入取扱いを開始し、30台を輸入(18年度末見込み)。</p> <p>19年3月から大量生産機をベースにしつつ、機能・装備を絞り込むこと等により従来機種よりも2割程度安価な国産JAグループ独</p>	<p>41%(17年) 54%(22年) (全農(大型機種)分)</p> <p>43%(18年度末見込み)(18年度目標43%)</p>	<p>「低コスト支援農機」の18年度目標は達成見込みであるが、コスト縮減の観点から、担い手のニーズに応じ機能を絞った低価格農機の機種拡大をさらに進めていくことが必要。一方で、過剰な装備の選択とならないよう利用者の意識醸成をすすめることも必要。</p> <p>このため、19年度は「低コスト支援農機」の普及拡大に努めるとともに、新たに19年3月から販売を開始したJAグループ独自型式コンバインのPR等の積極的な展開や先行販売</p>

	<p>自型式コンバインの取扱いを先行開始。</p> <p>全農等販売業者や農業者のニーズを踏まえ、大型機種を含む低コスト支援農機の供給を適切に実施。 <i>【(社)日本農業機械工業会】</i> 低コスト支援農機について230型式(18年3月末)から240型式(18年度末見込み)に拡大するとともに、うち大型機種数については、68型式(18年3月末)から75型式(18年度末見込み)に拡大。</p>		<p>されたコンバインに続き、JAグループ独自型式の設定等対象機種拡大に向けた検討を実施。</p> <p>また、全農が扱う韓国トラクタについては、修理整備ができる地域に販売が限定されていることや10月からの輸入取扱いとなったため周知が十分でなかったことから、19年度は修理整備体制の強化を図りつつ、実演会におけるPR活動の強化を着実に実施</p> <p>18年度は農業者のニーズ等を踏まえ低コスト支援農機の大型機種数を拡大(7型式)したところであり、19年度は同機種の適切な供給を実施。</p>
<p>肥料の製造設備の合理化等の推進</p>	<p>肥料の製造施設について、稼働率の向上や交錯輸送の抑制等に資するOEM(相手先ブランド製造)の実施等により製造設備の合理化を推進。 <i>【肥料製造8団体】</i> OEMの実施は企業の経営判断により個別に対応。 18年度はOEMの進捗状況をヒアリング等により把握し、一部団体によっては企業の9割以上でOEMを実施。</p>		<p>OEMの実施に当たっては、引き続き企業の経営判断により個別に対応することとなるが、その推進状況については、必要に応じてヒアリングを行い、情報収集に努める。</p>
<p>農業機械の型式・仕様の集約化等</p>	<p>製造コストの縮減に向け、主要農業機械(トラクタ、田植機及びコンバイン)の型式・仕様数の集約化、部品の共通化・点数の削</p>	<p>17年に対して仕様数を5%削減(22年)</p>	

	<p>減、OEM等を推進。 <i>[(社)日本農業機械工業会]</i> 18年度は、業界内で乾燥機の4部品(排塵器用ダクト、感震器、ストレーナー(配管につける濾過器具)、アース棒)についての共通規格を設定。 19年度のトラクタ、田植機及びコンバインの仕様数1%削減に向けて、18年度は各メーカーにおいて検討中。</p>		<p>型式・仕様の集約化については、18年度にメーカーにおいて、型式・仕様の集約化に向けた検討を実施したところであり、19年度は業界として主要機種の型式・仕様数を把握。また、各メーカーにおいて型式・仕様数の削減に向けた取組を着実に実施。 また、部品の共通化については、18年度に乾燥機の4部品を共通化したところであり、19年度は業界として新たな部品の共通化に向けて検討を着実に実施。</p>
<p>中古農業機械の活用促進</p>	<p>中古農業機械について、インターネットによる情報提供、展示会の開催等による活用促進 <i>[全国農業協同組合連合会、全国農業機械商業協同組合連合会]</i> (全国農業協同組合連合会) 中古農機のインターネットによる情報の共有化に取り組むJA農機センターは332ヶ所(17年度末)から400ヶ所(18年度末見込み)へ拡大(22年度目標は550ヶ所で基幹となるJA農機センターをほぼカバー)。 (全国農業機械商業協同組合連合会) 18年度は中古農業機械等のインターネットによる情報提供について10の県商協が実施、中古農業機械の展示会・イベントについて7県商協が実施。</p>		<p>18年度は関係団体において中古農業機械の活用促進に向けた取組を実施し、19年度はインターネットによる情報共有化に取り組むJA農機センターの一層の拡大と情報提供量を増やす取組を実施。</p>
<p>高性能農業機械の開発・実用化の促進</p>	<p>農政の推進方向、現場ニーズ等に即して、産学官連携等により民間企業等の技術等を活かしながら、高性能農業機械を効率的に開発。 <i>[農林水産省、生物系特定産業技術研究支</i></p>		

	<p>援センター]</p> <p>1台で複数の飼料作物に対応できる汎用型飼料収穫機、シンプルな構造で現行の1.5倍以上の能率を持つ高精度畑用中耕除草機など低コスト生産の実現に資する高性能農業機械の開発が当初計画通り順調に進捗。</p>		<p>低コスト生産に資する開発機は19年度以降順次実用化する予定であるが、それぞれの開発機について導入時のコスト低減効果を明らかにするため、経営試算に要するデータを着実に取得する。</p>
<p>低コスト耐候性ハウスの導入促進等</p>	<p>低コスト耐候性ハウス(30%:鉄骨ハウス比)の導入を推進するとともに、一層の施設設置コストの低減に向け超低コストハウス(同50%)の開発・実用化を推進。 【農林水産省、全国農業協同組合連合会】 18年度において、「強い農業づくり交付金」により低コスト耐候性ハウスを導入支援。また、平成18年度より、施設園芸の経営費2割削減を目指す「低コスト植物工場成果重視事業」を実施。</p>	<p>累計導入件数 104件(16年) 350件(22年) (全農分)</p> <p>17年度実績:151件 18年度末見込み(170件)(18年度目標:172件)</p>	<p>低コスト耐候性ハウスの導入はほぼ計画通りに進展。 また、超低コストハウスの実用化については、18年度より成果重視事業を実施中であるが、取組開始が年度末となったことから、成果目標達成に向け、平成19年度においては現地指導を一層強化する予定。</p>
<p>配合飼料の製造の合理化等</p>	<p>地域ブロック別飼料会社の更なる広域化、工場の統廃合等の合理化を推進。(飼料会社1社当たりの供給量を拡大) 【全国農業協同組合連合会】 当面(20年4月)の合併目標案(6社4社)を達成するため、合意に向け取組中。 統合等による5~7工場減に向けた合意形成中。</p> <p>主要メーカー等における配合飼料価格の公表等生産者への情報提供の充実。 【全国農業協同組合連合会、主要飼料メーカー】 18年7~9月期から、全農のほか、主要メ</p>	<p>6社3社(21年) (地域飼料会社の広域合併を推進し、飼料会社1社当たりの供給量200万トン以上を目指す。)</p>	<p>21年目標に向け、着実に推進しているところであり、農林水産省では、引き続き、取組の進捗状況について適切に把握するとともに、必要に応じて指導。</p> <p>18年度において、各社が配合飼料価格の</p>

	<p>メーカー(10社)が各社のホームページ等において、配合飼料価格の改定額、その背景等について、公表。</p>		<p>改定額等を公表したところであるが、引き続き、各社の取組について把握するとともに、生産者の要望を踏まえた対応について検討。</p>
生産資材の流通の合理化			
<p>肥料の港湾等からの直行価格の設定等</p>	<p>輸入高度化成肥料における多段階輸送の解消による運賃や倉庫保管料等の削減を図るため、新たに港湾等からの農家への直行価格(従来比 10～15%)を設定し、その普及を図る。また、国産品についても順次メーカー等との交渉により取扱品目を拡大。</p> <p>【全国農業協同組合連合会】</p> <p>18年度から新たに輸入高度化成肥料等の港湾・倉庫等からの満車直行条件について、農業者へPR活動や周知を実施。</p> <p>また、18年度から新たにBB肥料及び一部の国産高度化成肥料を満車直行の対象品目として追加。</p> <p>港湾等からの直行の取扱量のうち、生産者の自己取りによるものは更なる安価な価格(注)を設定し、主要地域において実施。</p> <p>【全国農業協同組合連合会】</p> <p>(注:港湾・倉庫又は工場まで、直接農家を取りに来た場合の配送料金を値引きした価格)</p> <p>18年度は生産者の自己取りの意向調査を実施し、取組内容を検討。</p>	<p>0%(16年) 3.8%(22年)</p> <p>(輸入高度化成肥料分)</p> <p>6.2%(18年度末見込み)(18年度目標2.8%)</p> <p>条件が整い次第価格を設定</p>	<p>輸入高度化成肥料やBB肥料等の港湾・倉庫等からのトラック車単位による担い手向け直行価格を設定して推進を図っている。18年度前倒し対策として14,300トンの見通しであり、JAにおける担い手育成、営農指導強化の支援も含めて19年度から本格的に取り組む。</p> <p>また、担い手農家のニーズを把握し、必要に応じて直行配送の取扱品目の拡大を行う。</p> <p>当面は、直行配送に注力し、今後とも農家の意向を把握しながら取組内容を検討。</p>
肥料等の物流	広域をカバーする農家配送拠点の設置数	115ヵ所(16年)	

<p>の合理化</p>	<p>を拡大。 <i>[全国農業協同組合連合会]</i> 18年度は全国で県域の配送拠点を15ヶ所、JA域の配送拠点を9ヶ所の合計で24ヶ所設置し、累計で160ヶ所。</p> <p>需要や受入施設の整備状況に応じて、バラ・フレコン流通を促進。 <i>[全国農業協同組合連合会、肥料製造8団体]</i> 担い手等からの相談に対し適切に対応するとともに、バラ・フレコン流通により肥料代が1,000円/トン程度削減できる事例等をPR。</p>	<p>300ヶ所(22年)</p> <p>160ヶ所(18年度末見込み)(18年度目標175ヶ所)</p>	<p>農家配送拠点数については、広域物流JA数拡大に重点をおいて設置してきた。しかし、広域物流導入について理解を得るのに時間を要していることなどから、農家配送拠点設置数の当初計画より変動が生じているが、今後も引き続き、コスト縮減の観点から広域流通に取り組むJA数の拡大に重点をおいて農家配送拠点を設置していく。</p> <p>また、農薬については今後とも農家の意向を把握しながら、配送拠点の活用により大型包装品等の計画配送を進める。</p> <p>製造メーカーのフレコン荷造りコストの増嵩、担い手の荷受体制の整備などの課題を踏まえて取組を促進。</p>
<p>農薬の有効期限の延長化等</p>	<p>物理化学的観点から有効期限の長期化が可能と判断できた薬剤について有効期限を順次延長。 <i>[農薬工業会]</i> 有効期間の長期化見直しを実施していない17年度以降に農薬登録された318銘柄のうち、有効期限の長期化が可能な薬剤について物理化学的試験を実施し、その結果121銘柄(18年度末見込み)について有効期限を4～5年に延長。</p> <p>現場販売員の育成と併せ、農家への効率</p>	<p>有効期限2～3年を3～5年を目途に延長</p> <p>返品率を削減す</p>	<p>18年は既存農薬について、大幅に延長を行ってきたが、18年度新規登録剤についても延長に向けた取組が必要。19年度は、引き続き市場環境下での問題点等の把握に努め、延長化可能な薬剤について物理化学的試験を実施し、延長化を図る。</p>

	<p>的な農薬利用の指導推進、製造メーカーへの期限切れ返品削減によるトータルコスト削減を促進。</p> <p>【全国農薬協同組合】</p> <p>18年度は取組目標について会員企業に周知するとともに、現在の取組状況についてアンケート調査を実施し、トータルコスト削減に向けた取組の進捗状況を把握。</p>	<p>る組合員の割合の増加</p>	<p>19年度は、アンケート調査の結果を数値化し、取組数値の向上に向け現場販売員の育成を個々に図るとともに、機関紙を通じた優良事例の紹介により、一層の促進を図る。</p>
<p>農業機械の割引制度の活用促進</p>	<p>農業機械の購入に当たり、流通在庫の軽減が図られ、有利な条件で取引できる計画注文による割引制度について、農協等に対してPR活動や周知徹底等によりその活用を拡大。</p> <p>【全国農業協同組合連合会】</p> <p>18年度は農協に対して、計画注文率の向上に向けた周知等取組を実施。</p>		<p>18年度は農協に対し計画注文制度の浸透に向けたPRを実施したが、農協等への浸透が不十分であるため、19年度は計画注文率の向上につなげる対策の強化を検討・実施。</p>
<p>担い手への営農用燃料等の供給価格の縮減</p>	<p>担い手向け価格について、新規対象品目(営農用燃料等)の選定と価格条件、奨励措置の設定。</p> <p>【全国農業協同組合連合会】</p> <p>18年度は営農用燃料(A重油・灯油)の価格高騰対策として、JAが担い手として位置付けた施設園芸農家に対し新たに助成を実施(10億円規模)。</p>		<p>18年度はJAが担い手として位置付けた施設園芸農家に対し、新たに営農用燃料の価格対策を実施したが、原油価格が高止まり状態にあることから、担い手への支援策として19年度も同様の対策を実施。</p>
<p>生産資材の効率利用等</p>			
<p>効率的な施肥技術の普及促進</p>	<p>モデル地区を設定して、効率的な施肥技術の導入を推進することを通じて、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。</p>	<p>モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及</p>	

	<p>【農林水産省】 18年度は、生産資材コスト低減成果重視事業により、効率的な施肥技術の導入等の取組を3地区で開始</p> <p>土壤診断・施肥設計ソフトの普及を拡大。 【全国農業協同組合連合会】 きめ細かな施肥指導に必要な土壤診断・施肥設計ソフトについて、農協に対して各種講習会、研修会でPR活動と周知を実施。</p> <p>地域の施肥基準を基にきめ細かな施肥設計の普及を推進。 【都道府県】 各都道府県において、都道府県毎の指導指針に基づき推進中。</p>	<p>び農業機械)に係るコストを3年で15%削減</p> <p>215本(16年) 400本(22年) 326本(18年度見込み)(18年度目標320本)</p> <p>土壤診断に基づく適正施肥の推進</p>	<p>18年度には3地区で取組を事業開始し、18年度のこれら取組は19年産米以降に成果が現れるが、3年間で目標が達成されるよう着実に実施。また、18年度の地区数が十分でないことから、19年度も新たな地区設定を行う。</p> <p>引き続き、農協に対して各種講習会、研修会でPR活動を実施し、販売本数の拡大に努める。</p> <p>引き続き、各都道府県において、都道府県の指導指針に基づき推進。</p>
<p>合理的な農薬利用の促進</p>	<p>モデル地区を設定して、農薬の効率的な施用技術の導入を推進することを通じて、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。 【農林水産省】 18年度は生産資材コスト低減成果重視事業により、農薬の効率的な施用技術の導入等の取組を5地区で開始。</p> <p>水稲いもち病抵抗性品種等の病害虫抵抗性の優れた新品種の普及を推進。 【農林水産省、都道府県】 新潟県、愛知県等において病害抵抗性を有する「コシヒカリBL」等の品種を奨励品種</p>	<p>モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減</p> <p>コシヒカリBL等の奨励品種採用の促進</p>	<p>18年度には5地区で取組を事業開始し、18年度のこれら取組は19年産米以降に成果が現れるが、3年間で目標が達成されるよう着実に実施。また、18年度の地区数が十分でないことから、19年度も新たな地区設定を行う。</p> <p>いもち病抵抗性品種に加え、縞葉枯病等の他の病害虫抵抗性を持つ品種の奨励品種</p>

	<p>に指定し、種子の安定供給に取り組んだ結果、18年度においては、新潟県でコシヒカリ新潟BLがコシヒカリ全体のうち98%を占め、愛知県ではあいちのかおりがあいちのかおりSBLに100%転換している。また、福井県では、ハナエチゼンBL品種を出願公表中。</p> <p>防除暦の見直し等による農薬使用の合理化。 【全国農業協同組合連合会、都道府県】 18年度は取組主体において合理的な農薬利用に向けた防除暦の見直しについて検討。 また、全農においては、農薬の低減を含む環境・省力低コストのモデル実証ほ(26ヶ所)を実施。 【農林水産省】 総合的病虫害・雑草管理(IPM)の普及・定着を図るため、都道府県のIPM実践指標作成を支援した。</p>	<p>使用農薬・回数 の削減</p>	<p>への採用を推進。 コシヒカリBL等の同質遺伝子の取扱いを整理するとともに、農薬の使用量縮減や環境保全効果等について消費者・実需者の認識や理解を高めていく必要。</p> <p>全農においては、優良防除暦について周知を進める必要があることから、19年8月末を目途に優良事例として取りまとめ、各単協に紹介することにより、一層の促進を図る。農林水産省においては、18年度は、IPM実証指標モデルとして2モデル(キャベツ、カンキツ)の策定等に取り組んだ。今後、都道府県でのIPM実証指標の作成を促進する必要があるため、19年度は、主要8農作物の指標モデルを作成するとともに、農業者が適切にIPMに取り組めるよう、IPM要素技術の実施マニュアルを策定する。</p>
<p>農業機械の稼働面積の拡大</p>	<p>モデル地区を設定して、農業機械の稼働面積の拡大に資する作期分散技術等を導入するとともに、集落内の余剰農機の処分等の取組を併せて推進することにより、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。 【農林水産省】 18年度は生産資材コスト低減成果重視事業により、農業機械の稼働面積の拡大に資する作期分散技術等の導入等の取組を5地区で開始。</p>	<p>モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減</p>	<p>18年度は5地区において取組を開始したが、地区の設定や達成目標の検討に時間を要した。なお、取組の成果は19年産米から発現することから、19年度はモデル地区において18年度の取組の成果を分析するとともに、</p>

	<p>農業機械の適正導入の推進、担い手への作業集積、経営組織体の前段階としての農作業受委託組織や農業機械の共同利用組織の育成を推進。 【都道府県】</p> <p>都道府県において、補助事業等の実施に際し、農業機械の適正導入を進めるとともに、担い手の育成・確保に向けた各種取組を通じた担い手への作業集積や農作業受委託組織の育成を推進。</p> <p>農業機械の適正導入・効率利用を指導する機械化プランナー（農協職員）を育成。 【全国農業協同組合連合会】</p> <p>18年度は機械化プランナーを育成するための養成研修会を開催する等取組を強化することにより、18年度目標の2倍の機械化プランナーを育成する見込み。</p>	<p>農業機械の稼働面積の拡大</p> <p>400名(18年度末見込み)(18年度目標200名)(22年度目標:全農協に配置約800名)</p>	<p>目標が達成されるよう農業機械の稼働面積の拡大に資する取組等を着実に実施。また、18年度の地区数が十分でないことから、19年度も新たな地区設定を行う。</p> <p>18年度は農業機械の適正導入や担い手の育成を通じた作業受委託の推進に向けた各種取組を実施したが、農業機械1台当たりの稼働面積は依然として小さく、過剰投資気味となっていることから、19年度はこれらの取組の自己点検・分析を行い、一層の取組の強化を検討。</p> <p>18年度の取組目標は達成したものの、機械化プランナーの活動はこれからであり、19年度は機械化プランナーが地域において本格的な活動を展開するとともに、更なる機械化プランナーの育成を着実に実施。</p>
<p>農業機械の長期利用のための点検整備等の推進</p>	<p>農業機械の長期使用傾向に対応した部品供給体制の整備。 【(社)日本農業機械工業会】</p> <p>・供給年限ガイドラインによる補修用部品の長期安定供給</p> <p>メーカーが供給年限ガイドライン(部品供</p>	<p>法定耐用年数 + 4年 発注から1～2日中に納品できる割合:95%以上の確保</p>	<p>19年度も引き続きメーカーにおいて部品の</p>

	<p>給に関する申し合わせ)に基づき、補修用品の長期的かつ安定的な供給を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部品供給センターの即納率の維持 <p>パーツリストのオンライン化等補修部品の迅速な配送等を実施</p> <p>農業機械の長期使用のための定期点検・整備の推進。 【全国農業協同組合連合会、全国農業機械商業協同組合連合会】 (全国農業協同組合連合会)</p> <p>18年度は農業機械の長期使用のための定期点検や整備に必要な部品等について、迅速かつ効率的に供給する広域的な農業機械の部品センター(18年3月末現在6ヶ所)の設置拡大と参加県の拡大に向けて検討。 (全国農業機械商業協同組合連合会)</p> <p>中古農業機械の整備・評価のためのテキストを作成・配布し、県商協における整備技術講習会の実施を推進。</p> <p>府県等行政と連携し、春、秋2回、ポスター、チラシ等の配布等により農業者自らが行う農業機械の自己点検を励行するとともに、整備・修理が農繁期に集中することを解消するために、農閑期の点検・整備を推進。</p>		<p>長期安定供給や部品の即納率の維持に向けた取組を着実に実施。</p> <p>18年度は迅速かつ効率的な部品の供給体制の整備や農業者による自己点検や定期点検を推進したものの、農業機械の修理整備はまだまだ農繁期に集中していることから、19年度は点検・整備に係る推進方策の強化を検討・実施。</p>
<p>その他生産コストの縮減</p>			
<p>共同利用施設の利用料金の引下げ</p>	<p>米等の「大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の整備に係る計画」に基づき、既存のサイロ等を活用した施設の更新・能力増強による建設コストの縮減や担い手を核とし</p>		

た施設利用体制の整備等に取り組み、共同利用施設の利用料金の引下げを実施。

【農業協同組合】

共同乾燥調製施設の稼働率を向上させ、利用料金の引き下げを推進する観点から、全国農協カントリーエレベーター協議会において施設設置者に対する研修(延べ5回)等を実施。また、利用状況等に関する実態調査を実施(476JA)。

個別施設毎に毎年の利用改善の状況等を把握・指導。

【農林水産省】

上記「利用体制の整備に係る計画」の実施状況を調査し、利用改善の状況や課題を抽出。

また、地方農政局においても実際に現地に赴き、利用改善に向けた指導を実施。

18年度の平均稼働率は67%となり、前年に比べ2%低下したが、これは水稲の作況が前年に比べて5ポイント低下した影響が大きい。

引き続き、施設設置者に対する研修や現地の巡回指導を通じて、利用率の向上や利用料金の引き下げを推進。

「利用体制の整備に係る計画」の実施状況に関する調査結果によると、担い手による利用体制整備が不十分であり利用率の低い施設がある一方、利用率が高い施設においては、

大口利用者となる大規模経営体へ収穫作業等のあっせん、

荷受け分散のため、水稲直播栽培等栽培方法の導入、

農家利用組合への施設運営委託を積極的に推進しているという傾向が見られたことから、これら優れた取組を全国的に波及させる観点から、利用率の低い施設を始め他地域においても「利用体制の整備に係る計画」に反映させこれら取組を推進。

施設園芸における省エネ対策の実施等による光熱動力費の縮減

自然エネルギーの活用やエネルギー利用効率を大幅に高める革新技術の導入等を推進。

【農林水産省】

18年度はNEDO事業を通じ高能率暖房機の導入(42件採択)等を実施。

エネルギー使用量の削減

18年度においてはNEDO事業を通じ高能率暖房機の導入(42件採択)等を実施。現在

			<p>なお引き続き、燃油が高値であることから、19年度より国直轄事業等により施設園芸の脱石油化・省エネ化を一層推進。</p>
<p>21 新技術の導入等による労働時間の短縮</p>	<p>土地利用型作物については、大規模経営体に相応しい革新的技術を組み合わせたモデル経営体の育成を通じた、水稲直播栽培や大豆不耕起栽培等の省力化技術の普及を推進。</p> <p><i>【農林水産省、都道府県】</i></p> <p>試験研究期間の技術開発部局と連携し、輪作体系における高生産性技術の地域実証(16地区)及び実証成績検討会を実施。また、19年度予算として大規模経営体に相応しい革新的技術を組み合わせたモデル経営体の育成に向けた「担い手経営革新促進事業(71億円)」を予算計上。</p> <p>〔 水稲直播栽培面積 17年度15,752ha(対前年比6%増) 〕</p> <p>野菜等園芸作物については、リレー利用を含めた野菜の機械化一貫体系の導入や共同選別の実施、果樹園の基盤整備やわい化栽培、低樹高仕立て栽培、労働時間の長い着色管理作業(玉回し、葉積み等)を大幅に削減できる高着色系品種への転換を推進。</p> <p><i>【農林水産省】</i></p> <p>生産者・流通業者・実需者の連携の下で野菜の低コスト生産・流通体制を確立するための「野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業」(19年度新規)及び産地自らが策定する果樹産地構造改革計画の達成を支援するための「果樹経営支援対策」(19年度新</p>	<p>品目横断的経営安定対策の対象経営の1%程度をモデル経営体として育成</p>	<p>担い手経営革新事業における経営革新モデル経営体の育成を通じて新技術の普及を加速化。また、これらモデル経営体に対して普及指導センター等による濃密指導を実施。</p> <p>18年度においては「強い農業づくり交付金」等により園芸産地に集出荷施設の導入及びわい化栽培等を推進。収穫等労働時間を縮減する条件整備等が課題であることから、19年度から、加工業務用野菜の生産流通コスト縮減を図る国直轄事業や担い手の生産性向</p>

	<p>規)を実施予定。</p> <p>畜産については、ほ乳ロボット等新技術の導入等による飼養管理技術の高度化、コントラクター、ヘルパー等のサービス事業者による作業の外部化等を推進。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>乳用牛については、自動給餌機のほか搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置などの新しい飼養管理技術の導入や、放牧の導入、コントラクターの育成、酪農ヘルパーの利用拡大の推進、公共牧場等の外部支援組織の活用等に対する支援等を実施。</p> <p>肉用牛については、ほ乳ロボット等新技術の導入等による先進的・モデル的な取組、水田放牧への取組、コントラクターの育成、子牛共同育成施設等の整備による牛のほ育・育成経営部門の外部化、ヘルパー組織の統合等に対する支援を実施。</p> <p>以上の取組により、下記の通り労働時間は着実に短縮されている。</p> <p>1頭当たり投下労働時間(時間) (15年 18年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・去勢若齢肥育牛: 55.98 53.52 (4.4%) ・交雑種肥育牛: 28.82 26.61 (7.6%) ・乳用おす肥育牛: 20.50 17.73 (13.5%) ・搾乳牛: 115.79 112.59(2.8%) 		<p>上を図る果樹経営支援対策を着実に実施。</p> <p>労働時間の短縮は着実に進んでいるところであり、今後とも引き続き、支援措置を講じることにより、労働時間の短縮を推進していく。</p>
22	<p>新品種や新技術の導入等によ</p> <p>土地利用型作物については、病害虫の抵抗性等品種の導入や不耕起密植栽培、春</p>		

る単収の向上、安定化

まき小麦の根雪前(11月上旬)播種等の新技術の導入を推進。

[農林水産省、都道府県、農業団体]

麦については、実需者ニーズに即した新品種の育成・普及を図るため、全国8ブロックの地域段階において、実需者、生産者、試験研究機関、行政機関を構成員としたブロック協議会を設置し、新品種の評価活動を実施。この結果、小麦の新品種の普及率は、前年比2.0%増の11.8%に達している。

大豆については、農研機構が大豆300Aプロジェクトによって開発した不耕起密植栽培等の現地実証を全国14カ所で行い、単収向上、安定化効果を検証・実証展示した。

上記取組について、産地への一層の普及を図るため、全国で約300の麦・大豆産地において、農協等生産者団体が主体となって産地協議会を組織し、地域の実情に即した目標や課題解決のための具体策を明確化した産地強化計画を策定し、収量性の優れた新品種の導入や不耕起栽培等の新技術の導入に取り組んだ。

また、試験研究機関の技術開発部局と連携し、輪作体系における高生産性技術の地域実証(16地区)及び実証成績検討会を実施。

野菜等園芸作物については、多収性品種及び大玉化・高単収栽培技術の実証・普及を推進。また、施設園芸分野においては、「スーパーホルトプロジェクト協議会」を発足させ、民間活力主導の下に産学官が連携して、園芸施設・装置コストの低減と生産力の増加を推進。

[農林水産省、(社)日本施設園芸協会]

麦については、実需者の需要に即応した生産が求められる中で、新品種の転換についても、試験栽培の段階から実需者と産地とが連携して、加工適性評価等を積み重ね、栽培適地の見極めや品種特性に応じたきめ細かな栽培方法を確立しながら、実需者の理解を得て計画的な品種転換に努めることが今後とも重要。

新たに水稻直播栽培や麦・大豆不耕起栽培等の革新的技術を組み合わせたモデル経営体を全国各地に育成するため、19年度から、担い手経営革新促進事業を措置し、本事業の推進によって革新的技術の導入・普及を加速化することが必要。

	<p>18年8月にスーパーホルトプロジェクト協議会を設立。 19年3月末までに運営委員会2回、合同部会・分野別部会1回のほか、分野別の4部会を開催。</p> <p>畜産については、家畜改良を推進し、乳量、増体等の家畜の能力向上を促進。 【農林水産省】</p> <p>乳用牛については、後代検定事業計画を策定し、ブロック会議の開催等の取組を推進。さらに、遺伝的能力評価に基づき優良種雄牛を作出。 肉用牛については、広域後代検定等を着実に実施するとともに、遺伝的能力評価に基づき共同利用種雄牛を選定。</p>		<p>18年度において加工業務向けの多収性品種や大玉化栽培技術等の実証を行う事業を6品目、12ヶ所を実施。一方、施設園芸における施設・装置コストダウンと単収増大技術の実用化が遅れていることから、19年度より、スーパーホルトプロジェクト協議会を通じ、民間等の研究開発を促進。</p> <p>家畜の改良は長い年月と多大な労力を要するが、生産性及び品質向上の基礎となるものであり、組織的かつ計画的に着実に推進。</p>
<p>農林水産省による助言・指導等</p>			
<p>23 農林水産省による助言・指導等</p>	<p>上記の取組につき、関係団体等からの取組状況の自己点検・分析結果の報告(毎年)やブロック会議、意見交換(随時)等を通じて進捗状況をフォローアップするとともに、必要に応じて助言、指導等を実施。 【農林水産省】</p> <p>18年3～9月にかけて、全国7ブロックで、資材費低減に向けた会議を実施するとともに、関係団体に対し、フォローアップや助言等を実施(生産局・消安局)。</p>		<p>18年度の関係団体等の資材費低減に向けた取組は、ほぼ達成見込みであるが、生産コストの低減を図るためには、更なる資材費低減が重要であることから、19年度は関係団体等の同取組に係る自己点検・分析結果を踏まえ、関係団体等の取組の着実な実施を推進。</p>

2 経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減

項目	取組内容・課題【取組主体】	取組目標 / 進捗状況	課題・対応方向
経営規模の拡大			
担い手への農地の利用集積の促進	<p>認定農業者の育成・確保と集落営農の組織化・法人化の推進を図るために、担い手育成総合支援協議会による集落内の農地等に関する情報整備や優良農地確保のための監視活動、農地利用調整活動などを支援。 【農林水産省】 引き続き支援継続</p> <p>農地保有合理化事業の促進を図るために、農地保有合理化法人などを対象とした全国での会議(9ブロック)や研修会(全3回)の開催を支援。 【全国農地保有合理化協会】 全国での会議:9ブロック、研修会:3回開催</p> <p>農地の利用集積を広域的・集団的に促進するために、インターネット等により農地情報を公開し、地域外からも農地の引受希望者を募集できる仕組みを構築。 【農林水産省】 17年度から事業を継続中(既存事業は18年度で廃止) 19年度も新規事業として措置予定</p> <p>農地の利用集積及び集団化推進施策を検討するために、担い手への農地の利用集積及び集団化に関する調査を実施。 【農林水産省】 18/10-11に「農地の面的集積に関する市町村実態調査」を実施 上記調査結果は、その他調査結果等とも併</p>	<p>平成27年に効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地が、全耕地の7～8割程度とする。 35%(16年度末) 38%(17年度末)</p>	<p>取組目標の達成に向け、インターネット等による農地情報の提供や農地利用調整を一層推進するとともに、平成19年度からの面的集積のための措置等を着実に実施し、担い手への農地の面的集積を加速化させる。</p>

	<p>せて農地政策検証のための資料として活用</p> <p>平成19年度予算において、規模拡大に伴ってほ場が分散しがちな現場の実態に対応して、担い手に農地をまとまった形で団地化して集積するための支援措置を要求。 【農林水産省】 措置予定</p>		
農地の効率的利用			
<p>企業等の農外からの新規参入の促進</p>	<p>参入を希望する企業等への農地情報の提供等地域と企業等とのマッチングの推進、企業等に対する制度資金の融資などの支援を実施。 【農林水産省】 18年9月現在で、173法人(17年度:156法人)</p>	<p>参入法人数を、平成22年度末までに現在の3倍増の500法人とする。</p>	<p>農外からの企業等の新規参入数は増加傾向にあるが、取組目標を達成するため、さらに制度や農地情報等の情報提供の強化、支援策の積極的な活用を推進していく必要がある。</p>
新技術の開発による生産コストの縮減			
<p>技術開発による省力化</p>	<p>生産性の高い水田輪作・畑輪作システム、収益性の高い園芸生産システムを確立するための研究開発を実施。 ・水田輪作体系における不耕起播種技術の開発 ・馬鈴しょ収穫の効率化に資する土壌管理技術の開発 ・園芸用施設の低コスト化のための工法の開発 等 【農林水産省】 不耕起播種技術において水稻播種作業時間の5割程度削減、馬鈴しょ収穫において収穫作業時間の5割程度削減、園芸用施設開発においてハウス建設コストの5割程</p>	<p>独立行政法人等による左記の着実な推進</p>	<p>各地域での輪作体系の構築や施設園芸への対応を強化するため、19年度から委託プロジェクト研究等により、IT等新たな技術も組み合わせた省力化技術の体系化による営農モ</p>

	<p>度の削減等の研究の結果を得た。</p> <p>病害虫抵抗性品種や省力化のための機械化適性の高い品種の育成 【農林水産省】</p> <p>赤かび病抵抗性を強化した小麦「トワイズミ」及び短茎で倒伏に強い大豆「タチホマレ」を品種登録</p>		<p>デルの確立を推進。</p> <p>病害虫抵抗性品種や省力化のための機械化適性の高い品種等、生産コスト縮減に資する品種育成を推進。</p> <p>また、農政上の課題や現場ニーズに的確に応えうる技術(研究成果)であり、早急に現場への普及・定着を図っていくべき重要なものについて、「農業新技術200X」として決定し、補助事業の活用、普及指導計画への反映等、関係機関が連携して現場への導入を促進。</p>
<p>高性能農業機械の開発・実用化の促進（再掲）</p>	<p>農政の推進方向、現場ニーズ等に即して、産学官連携等により民間企業等の技術等を活かしながら、高性能農業機械を効率的に開発。 【農林水産省、生物系特定産業技術研究支援センター】</p> <p>1台で複数の飼料作物に対応できる汎用型飼料収穫機、シンプルな構造で現行の1.5倍以上の能率を持つ高精度畑用中耕除草機など低コスト生産の実現に資する高性能農業機械の開発が当初計画通り順調に進捗。</p>	<p>高性能農業機械の開発・実用化の促進</p>	<p>低コスト生産に資する開発機は19年度以降順次実用化する予定であるが、それぞれの開発機について導入時のコスト低減効果を明らかにするため、経営試算に要するデータを着実に取得する。</p>

3 卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減

項目	取組内容・課題【取組主体】	取組目標 / 進捗状況	課題・対応方向
卸売市場改革の推進			
卸売市場の再編・合理化	<p>再編措置に取り組むことが必要な中央卸売市場については、具体的な取組内容及び実施時期を決定(平成18年度中)(中央卸売市場整備計画に記載)。 【農林水産省】 中央卸売市場整備計画を変更し、再編措置に取り組む12市場の具体的な取組内容及び実施時期を決定 (18年度:中央卸売市場は84市場)</p> <p>産地の大型化等に伴う「転送」の増加を踏まえ、地方及び大都市周辺の卸売市場の連携による最適な物流システムの確立に向けた実証試験等を実施。 【農林水産省】 卸売市場連携物流最適化推進事業により5地区において、それぞれの地区に応じた、複数の卸売市場の連携による共同集荷、輸送ルート最適化、情報交換・受発注のシステム化等、実証試験等を実施し、効果、課題等について検証。</p>	<p>卸・仲卸業者の従業員1人当たり取扱金額の向上(対前年比)</p> <p>従業員1人当たり取扱金額(17年度(暫定値)) 卸売業者: 28,740万円 仲卸業者: 5,909万円</p> <p>卸・仲卸業者の従業員1人当たり取扱金額の向上(対前年比)</p> <p>従業員1人当たり取扱金額(17年度(暫定値)) 卸売業者: 28,740万円 仲卸業者: 5,909万円</p>	<p>中央卸売市場整備計画に具体的な取組内容及び実施時期を記載した市場が着実に再編措置を実施することが必要。このため、各市場の取組状況について、各市場との連携を密にし、フォローアップを行っていく。</p> <p>地方及び大都市周辺の卸売市場において、集荷力の向上や流通の効率化を図るためには、複数の卸売市場が相互に連携して共同集荷や輸送ルート最適化等を行うことが不可欠。このため、引き続き実証試験等を行うとともに、実証した連携手法等を普及啓発していく。</p>
商物分離によるダイレクト物流の促進	平成16年の卸売市場法の改正により、流通の効率化を図る観点から、インターネット等を活用した電子商取引を行う場合、物品を市場に搬入	商物分離電子商取引導入中央卸売市場の拡大3%(18年度)	

	<p>して取引しなければならぬ商物一致規制が緩和されたところ。</p> <p>本改正を踏まえ、モデル地区における電子商取引システムの開発、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務等に係る経費削減効果の実証等を実施。</p> <p><i>【農林水産省】</i></p> <p>商物分離直接流通成果重視事業により3地区において実証等を実施し、効果について検証。</p>	<p>40～50% (22年度)</p> <p>18年度までの導入中央卸売市場は3% (3地区)</p>	<p>商物分離直接流通システムの導入に当たっては、多様な取引形態への技術面での対応、多数の市場関係者間の合意形成が課題。このため、引き続き実証試験等を行うとともに、成果を普及啓発していく。</p>
<p>卸売手数料の弾力化、買付集荷の自由化</p>	<p>平成16年の卸売市場法の改正により、開設者の裁量により機能・サービスに見合った卸売手数料を徴収することが可能とされるとともに(平成21年度施行)、委託集荷の原則が廃止され、消費者の動向に的確に対応した商品の計画的かつ効率的な集荷が可能となったところ。</p> <p>本改正を踏まえ、第8次卸売市場整備基本方針(目標年度:平成22年度)に基づき、「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換等を図るため、関係者による取組状況や先進事例等の把握、周知を実施。</p> <p><i>【農林水産省】</i></p> <p>ヒアリング、アンケート等による取組状況や優良事例(約30件)の実態調査を実施(取りまとめを19年3月公表)するとともに、セミナー等による優良事例の普及を推進。</p>	<p>卸・仲卸業者の従業員1人当たり取扱金額の向上(対前年比)</p> <p>従業員1人当たり取扱金額(17年度(暫定値))</p> <p>卸売業者: 28,740万円</p> <p>仲卸業者: 5,909万円</p>	<p>市場関係者による取組を促すためには、全国の様々な先進的な取組の具体的な内容や効果等を情報提供し、取組を始める手がかりを提供することが重要。このため、引き続き優良事例を調査し、全国の市場関係者へ周知していく。</p>
<p>卸売市場管理運営への民間活</p>	<p>卸売市場の管理運営について、指定管理者制度の導入や民間委託等によ</p>	<p>卸売市場開設者による取組の拡</p>	

力の導入	<p>り管理業務のアウトソーシングを推進 ・移転新設や大規模増改築等に係る施設整備については原則としてPFI事業を活用により、民間活力の導入を促進。 【農林水産省】 釧路市は指定管理制度を導入。神戸市中央卸売市場本場はPFIにより増改築を実施中。東京都中央卸売市場築地市場は、豊洲地区への移転新設をPFIにより実施することを決定。</p>	大	<p>市場関係者による民間活力の導入を促すためには、先進事例の具体的な内容や効果等を情報提供することが必要。このため、管理業務のアウトソーシングやPFI事業の活用について、具体的な効果の検証や事例の周知を行っていく。</p>
物流の効率化			
<p>通い容器の普及</p>	<p>通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。 【農林水産省】 生産者、卸・仲卸業者、小売業者、通い容器レンタル事業者等の関係者に対するヒアリングを実施。通い容器の普及に向けた課題を抽出・整理するとともに、関係者による「通い容器普及促進協議会」を設立し、課題解決に向けた推進体制を構築。</p>	<p>通い容器の本格的な普及 (17年の普及率3.1%)</p>	<p>通い容器の本格的な普及を図るためには、回収拠点の整備、紛失防止システムの在り方等の課題について、関係者が一体となって克服のための方策を検討する必要。このため、今後、協議会会員の実務担当者レベルでの専門的な検討を進め、年内を目途に普及促進に向けた提言をとりまとめる予定。</p>
<p>電子タグやEDIの導入などIT技術の活用</p>	<p>検品等の物流プロセスに電子タグを導入し、電子化された取引情報の活用と相まって物流作業の効率化を図るため、卸売市場を中心とする生鮮食品流通に電子タグを導入した作業体系について、産地・卸売市場・小</p>	<p>電子タグを導入した市場における物流作業コストを4分の1程度削減</p>	

	<p>売の各流通段階における実証実験を実施。本実証実験を通じ、電子タグ活用の作業体系を確立・普及し、これを導入した市場における物流作業コストを削減。</p> <p><i>【農林水産省】</i></p> <p>物流管理効率化新技術確立事業により水産物の卸売市場流通を対象とした実証実験を築地市場等において実施し、効果、課題について検証。</p>		<p>電子タグの生鮮食品流通への導入を図っていくためには、17年度、18年度の実証実験の成果を踏まえ、更なるノウハウの蓄積、効果の検証が必要。このため、引き続き実用ベース実証実験を行うとともに、効果について総合的評価を行っていく。</p>
<p>低廉な輸送手段の活用</p>	<p>生鮮食品輸送のモーダルシフト(トラックから鉄道等への転換)促進に向け、ロット(コンテナ積載容量)や帰り荷の確保といった課題を克服するための方策の検討、具体的な効果等の検証を実施。</p> <p><i>【農林水産省】</i></p> <p>物流コスト改革推進調査事業により課題克服のための方策を検討するとともに、青森産りんごや宮崎産みかん等について、鉄道輸送による実証試験を実施し、ロットの確保や輸送コストの縮減、品質の確保等について検証。</p>	<p>生鮮食品の輸送における鉄道等の利用の普及</p>	<p>モーダルシフトを推進していくためには、18年度の検討結果を踏まえ、課題克服のための更なる検討、検証が必要。このため、引き続き調査事業を実施し、検討、検証を進めていく。</p>
<p>配送の共同化、都市内物流の効率化</p>	<p>先進事例等の収集、食品関連事業者への情報提供等による事業者の主体的な取組の支援等により、関係省庁と連携しつつ、配送の共同化等の都市内物流の効率化を推進。</p> <p><i>【農林水産省】</i></p> <p>食品関連事業者に対して共同配送等に係る事例や支援措置について情報を提供。</p>	<p>食品関連事業者による取組の拡大</p>	<p>事業者による取組を推進するためには、先進的な取組の内容や効果、支援措置等を示し、主体的な取組を促すことが必要。このため、国土交通省が策定(3月)した都市内物</p>

			流トータルプラン等の浸透を図っていく。
物流拠点の再編	<p>高速道路、空港、港湾等の周辺といった立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を図るため、関係省庁と連携しつつ、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく総合効率化計画の策定について食品流通関係事業者等への普及・啓発を行い、物流拠点の再編を促進。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>食品関連事業者に対し制度の概要や支援措置等について情報提供するとともに、個別相談に対応。</p>	<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定件数（農林水産省、経済産業省、国土交通省の合計）110件（21年）</p> <p>19年3月1日までの認定件数は50件</p>	<p>3省における計画認定実績は順調に推移。引き続き関係省庁とも連携をしつつ、関係者への普及・啓発を進めていく。</p>
食品小売業の低コストモデルの普及定着	<p>食品小売業において、適正仕入れ等を実現するコスト低減のビジネスモデルの実証・普及、消費者への商品情報伝達機能の強化を推進。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>食品小売業のコスト低減のビジネスモデルの実証・普及等を推進する食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業を創設（19年度～）。</p>	<p>食品小売業者におけるコスト低減の取組の拡大</p>	
集出荷コストの縮減			
共同利用施設の利用料金の引下げ等（再掲）	<p>米等の「大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の整備に係る計画」に基づき、既存のサイロ等を活用した施設の更新・能力増強による建設コストの縮減や担い手を核とした施設利用体制の整備等に取り組み、共同利用施設の利用料金の引下げを実施。</p>	<p>利用率向上等による利用料金の引下げ</p>	

	<p>【農業協同組合】 共同乾燥調製施設の稼働率を向上させ、利用料金の引き下げを推進する観点から、全国農協カントリーエレベーター協議会において施設設置者に対する研修(延べ5回)等を実施。また、利用状況等に関する実態調査を実施(476JA)。</p> <p>個別施設毎に毎年の利用改善の状況等を把握・指導。</p> <p>【農林水産省】 上記「利用体制の整備に係る計画」の実施状況を調査し、利用改善の状況や課題を抽出。</p> <p>また地方農政局においても実際に現地に赴き、利用改善に向けた指導を実施。</p> <p>18年度の平均稼働率は67%となり、前年に比べ2%低下したが、これは水稻の作況が前年に比べて5ポイント低下した影響が大きい。</p>		引き続き、施設設置者に対する研修や現地の巡回指導を通じて、利用率の向上や利用料金の引き下げを推進。
段ボールの茶色箱化等による低コスト化	<p>段ボールに占める茶色箱(従来比 5~7%)の普及割合を拡大。 【全国農業協同組合連合会】 茶色箱段ボールについて普及割合を拡大するため、随時開催される野菜や果樹の作物別の販売会議等において、農協に対して茶色箱段ボールへの切り替えをPR。</p> <p>段ボール原紙に占める低コスト原紙(従来比 1~5%)の普及割合を拡大。 【全国農業協同組合連合会】 段ボールに占める低コスト原紙の普及割合を拡大するため、販売会議等において低コスト原紙を用いた段ボールへの切り替えをPR。</p>	53%(16年) 60%(22年) 59%(18年度見込み)(18年度目標57%) 35%(16年) 80%(22年) 48%(18年度見込み)(18年度目標50%)	<p>18年度の実績は達成見込み。段ボール箱の茶色箱化は産地のブランド戦略とも関連するものの、コスト低減の観点から農協に対し、茶色箱化に向け積極的な働きかけを19年度も実施。</p> <p>18年度の実績は、ほぼ達成見込みであるが、低コスト原紙についても現地での箱詰めや輸送形態が箱の強度に影響することから、19年度においても現地での箱の強度の確認を行いつつ、低コスト原紙への切り替え</p>

	<p>関係団体等の取組のフォローアップと助言・指導を通じた着実な実施を推進。 【農林水産省】 18年3～9月にかけて、全国7ブロックで、資材費低減に向けた会議を実施するとともに、関係団体に対し、フォローアップや助言等を実施(生産局)。</p>		<p>に向けたPR活動を実施。</p> <p>18年度の関係団体の取組目標は達成見込みであるが、段ボール箱の製造に必要な燃料である原油や主原料である古紙の価格は高止まりの状況にあることから、19年度は原材料等の価格動向を把握しつつ、関係団体の取組が着実に実施されるよう助言・指導等を実施。</p>
<p>通い容器の普及（再掲）</p>	<p>通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。 【農林水産省】 生産者、卸・仲卸業者、小売業者、通い容器レンタル事業者等の関係者に対するヒアリングを実施。通い容器の普及に向けた課題を抽出・整理するとともに、関係者による「通い容器普及促進協議会」を設立し、課題解決に向けた推進体制を構築。</p>	<p>通い容器の本格的な普及 (17年の普及率3.1%)</p>	<p>通い容器の本格的な普及を図るためには、回収拠点の整備、紛失防止システムの在り方等の課題について、関係者が一体となって克服のための方策を検討する必要。このため、今後、協議会会員の実務担当者レベルでの専門的な検討を進め、年内を目途に普及促進に向けた提言をとりまとめる予定。</p>
<p>実需者のニーズに応じた規格等での野菜の調製・出荷による低コスト化</p>	<p>実需者が希望する品質・規格・荷姿による出荷が可能な契約取引を推進するため、産地と実需者等との情報交換の場の設置や農協・農業団体向けに品目別・用途別コストダウンに係るパンフレットを作成・配布。 【農林水産省】 産地と実需者等との情報交換会を3回開催パンフレットの作成・配布</p>	<p>契約取引の推進</p>	<p>18年度における産地と実需者等との情報交換会において、のべ約2,000名が参加。ま</p>

	<p>17年度: 3品目(トマト、レタス、ほうれんそう) 18年度: 5品目(キャベツ、ダイコン、にんじん等)</p> <p>委託販売中心の生産・出荷体制から脱却し、多様な供給先を開拓するとともに、供給先の要望等に対して柔軟かつ機動的に対応できる生産・出荷体制を整備。 【農業協同組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地と実需者等との情報交換会に出展 第1回 16団体(農協9 全農等 7) 第2回 18団体(" 5 " 13) 第3回 18団体(" 3 " 15) ・JAグループ農畜産物展示商談会を開催 野菜関係出展者 農協13 全農等9 	<p>生産・出荷体制の整備</p>	<p>た、18年度末に完成したパンフレットを用いて、19年度においてブロック説明会等を活用して普及。</p> <p>多様な供給先を開拓するため、19年度の7月(東京)、11月(東京・関西)に開催が予定される産地と実需者等との交流会に出展予定。</p>
<p>集出荷施設の統廃合等</p>	<p>社会経済情勢の変化等により稼働率が低い既存の集出荷施設を統廃合し、大規模集出荷施設に集約させることを誘導。 【農林水産省】</p> <p>13年度～17年度における生産局の補助事業を通じた既存集出荷施設の統廃合: 36件</p> <p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づいて、集送乳関連施設や食肉処理施設の再編整備を推進。 【農林水産省】</p> <p>集送乳の拠点である大型貯乳施設については、18年度に1施設の整備に着手。 食肉処理施設については、18年度18施設を整備。</p>	<p>集出荷施設の統廃合等の誘導</p> <p>集送乳関連施設及び食肉処理施設の再編整備の推進</p>	<p>産地における統廃合メリットのアピールが不足していることから、補助事業で実施した統廃合による優良事例を6月ごろを目途にとりまとめ、産地等に紹介予定。</p> <p>集送乳の合理化による流通コストの縮減を促進するための貯乳施設の整備、食肉流通の合理化のための食肉処理施設の再編整備を引き続き推進。</p>
<p>多様な流通チャネルの形成</p>			
<p>食と農の連携</p>	<p>食品産業と農業の連携の強化による消費</p>	<p>生産者、食品産</p>	

<p>強化を通じた食料供給コストの縮減</p>	<p>者、実需者ニーズへの的確な対応を図るため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進、地域農水産物のブランド化等の推進等を実施。</p> <p><i>【農林水産省】</i></p> <p>食品流通改善資金、食料産業クラスター形成推進事業、食品流通高付加価値モデル推進事業、広域連携アグリビジネスモデル支援事業等により、食品産業と農業の連携強化を推進。</p> <p>青果ネットカタログ「SEICA」の普及 全国の生産者が生産出荷情報をHPに登録し、実需者、消費者に提供する青果ネットカタログ「SEICA」()について、システムの充実や活用方法等の積極的なPRを推進し、一層の情報登録、利用の普及を推進。</p> <p><i>【農林水産省】</i></p> <p>(財)食品流通構造改善促進機構、(独)農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所が開発・運営。</p> <p>運営主体と連携し、外食産業や学校給食でのSEICAの活用を進めるためのシステムの充実や、各種イベントへの出展、農業・流通関係団体への活用方法のPR等による更なる普及のための取組を推進。</p>	<p>業事業者による取組の拡大</p> <p>食品生産製造等提携事業計画認定件数(18年度末見込み46件)</p> <p>情報登録数の拡大</p> <p>5,688(18年4月) 7,610(19年2月)</p>	<p>多様なニーズに対応しつつ、コスト縮減を図るためには、食品産業と農業との安定的な取引関係の確立による情報交換の深化、ロットの拡大等を通じて、物流の効率化等を図ること重要であり、今後とも各種施策を推進していく。</p> <p>今後、SEICAの一層の普及を図るためには、今まで以上に使いやすいシステムとするための改良や、関係事業者への情報提供が必要。このため、今後とも運営主体への働きかけ、意見交換、情報提供を行うとともに、関係団体等における会議の場での説明やJA等へのPR活動を実施していく。</p>
<p>地産地消の推進を通じた食料供給コストの縮減</p>	<p>生産者と消費者の顔の見える関係を構築するため、地産地消推進行動計画に基づく地域における地産地消の実践的な計画の</p>	<p>地域における地産地消の実践的な計画の策定</p>	<p>18年度の取組は目標を達成したが、地産地消の更なる推進を図るためには、関係者間の情報の共有やネットワーク化の必要性があ</p>

	<p>策定の推進等の取組を通じて、地場農産物を提供する直売所や量販店への地場農産物コーナーの設置、学校給食・観光施設等での使用を拡大。 【農林水産省】 地産地消推進行動計画に基づく、地域における地産地消の実践的な計画の策定において、食育や食品産業との連携による取組の促進を図るため関係局と協力。ホームページやイベント、広報誌により地産地消に関する情報発信を実施。</p>	<p>900地区(平成19年度末まで) 18年度末 960地区(見込み含む)</p>	<p>ることから、 優良事例など地産地消に関する情報の収集、提供を行い、情報の共有を図る 農業と給食、商工、観光業等の地産地消関係者を結びつけるコーディネーターを育成する 農業、給食、観光、商工等との連携を強化した地産地消のモデルタウン構想の実現を支援し、推進モデルとなる活動情報を提供する これらを行う行うことにより19年度の取組を着実に実施。</p>
--	---	--	---

4 品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効率的な対応によるコストの縮減

項目	取組内容・課題【取組主体】	取組目標 / 進捗状況	課題・対応方向
消費者ニーズへの対応			
<p>消費者が求める規格外品等の供給拡大</p>	<p>食品産業と農業の連携の強化を通じた規格外品等も含むバラ流通、バラ売りの拡大を促進するため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進等を実施。 【農林水産省】 生産者・実需者間の連携の強化、産地の生産・出荷体制の整備、契約取引の拡大を推進</p> <p>消費者が求める地域内で生産された農産物の販売拡大を促進するため、地産地消推進行動計画に基づく地域における地産地消の実践的な計画の策定を進め、地場農産物を提供する直売所や量販店への地場農産物コーナーの設置、学校給食・観光施設等での使用等を拡大。 【農林水産省】 地産地消推進行動計画に基づく、地域における地産地消の実践的な計画の策定において、食育や食品産業との連携による取組の促進を図るため関係局と協力。ホームページやイベント、広報誌により地産地消に関する情報発信を実施。</p>	<p>生産者、食品産業事業者による取組の拡大</p> <p>地域における地産地消の実践的な計画の策定 900地区(平成19年度末まで)</p> <p>18年度末960地区で策定(見込み含む)</p>	<p>生鮮販売や加工・業務用途におけるニーズに適合した規格での出荷・流通の推進、食と農の連携の強化を図る必要。 このため、引き続き、生産者・実需者間の連携の強化、産地の生産・出荷体制の整備、契約取引の拡大等を推進する。</p> <p>18年度の取組は目標を達成したが、地産地消の更なる推進を図るためには、関係者間の情報の共有やネットワーク化の必要性があることから、 優良事例など地産地消に関する情報の収集、提供を行い、情報の共有を図る 農業と給食、商工、観光業等の地産地消関係者を結びつけるコーディネーターを育成する 農業、給食、商工、観光等との連携を強化した地産地消モデルタウン構想の実現を支援し、推進モデルとなる活動情報を提供する</p>

			これらを行うことにより、19年度の取組を着実に実施。
消費者に対する啓発普及等	消費者等に対する普及・啓発の実施、消費者への的確な情報提供、消費者・生産者・流通業者間のコミュニケーションの充実、地産地消、食農連携、直接販売の取組を強化することにより食品ロスの低減、商品化率の向上等を図るほか、簡易包装化等の取組により食料供給コストの増加を抑制。 【農林水産省】		消費者等に対する普及・啓発の実施、消費者への的確な情報提供、消費者・生産者・流通業者間のコミュニケーションの充実、地産地消、食農連携、直接販売の取組を強化することにより食品ロスの低減、商品化率の向上等を図るほか、簡易包装化等の取組により食料供給コストの増加を抑制する必要。

環境問題への関心の高まりへの対応

食品ロスの発生抑制、処理コストの削減	卸売市場における低温卸売場の整備を通じたコールドチェーンの構築による食品ロスの発生抑制の取組を推進。 【農林水産省】 強い農業づくり交付金により卸売市場における低温卸売場の整備を推進。 平成18年度が、食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率向上の取組の目標年度であることを踏まえ、目標未達成業者の多い小売業、外食産業を中心に食品関連事業者等への普及啓発を実施。 【農林水産省】 食品関連事業者に対する食品リサイクル法の普及啓発 18年度の補助事業である食品資源循環	中央卸売市場における低温卸売場の整備率 9.1% (17年度) 11.1% (21年度) 18年度までの整備率は9.7% 我が国全体の食品循環資源の再生利用等実施率 :45% (16年度) 52% (18年度) 17年度実績: 52%	今後とも強い農業づくり交付金を活用し、取組目標の達成に向けて中央卸売市場整備計画に基づく施設整備を推進していく。 食品循環資源の再生利用等実施率は、着実な向上が図られているものの、81%に達した食品製造業に対し、食品流通の川下に位置する外食産業は21%にとどまるなど業種間の差が大きい。 量的には全国で52%に達したものの、目標値である20%に達した事業者は全体の2割程度であり、個別事業者間の差も大きい。 このため、今後は、これらの格差解消に向
--------------------	---	---	--

	<p>形成推進事業(事業実施主体:(財)食品産業センター)において、食品関連事業者等、とりわけ、食品製造業や卸売業に比べリサイクルの取組が低調な食品小売業及び外食産業を主な対象に、年度前半を中心に食品リサイクル法についてのセミナーを実施(20回)。</p> <p>食品循環資源の再生利用等の取組実績 18年11月中旬に公表された統計部調査によれば、平成17年度における食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等の実績は、我が国の食品関連事業者全体で、量的には52%に達した。食品製造業の実績は81%に至り、業特性上の困難さから取組が進んでいなかった外食産業においても、全体で21%に達した。</p> <p>(参考)18年食品循環資源の再生利用等実態調査結果の概要(18年11月17日大臣官房統計部公表)</p>		<p>けた措置や働きかけが必要と認識。</p> <p>上記の課題の解決を図るため、 今国会において食品リサイクル法を改正し、食品関連事業者に対する指導監督を強化するとともに、認定された循環的な食品リサイクルの取組に対して廃棄物処理法の特例を適用し、食品小売業や外食産業が、食品循環資源の効率的な収集・運搬が図られるよう措置する。</p> <p>改正法成立後は、食品関連事業者に対し法改正の迅速な周知を図るため、環境省と連携を図りながら、セミナー開催やリーフレット配布等の普及啓発を行う。</p>
<p>容器包装廃棄物の減量化、通い容器への転換による段ボールの使用削減の促進</p>	<p>容器包装リサイクル法の改正に伴い、食品関連事業者の容器包装の過剰な使用の抑制などの促進等を内容とする政省令の改正を本年度中に行い、19年度から23年度までの5年間にレジ袋等の1割削減を果たすため、食品関連事業者に対し、改正内容の普及啓発を実施。 〔農林水産省〕 18年度の補助事業である容器包装リサイクル法制度円滑化推進事業(事業実施主体:(財)食品産業センター)において、食品関連事業者等を対象に改正容器包装リサイクル法についてのセミナーを実施(23</p>	<p>食品関連事業者(小売業者)における排出抑制の取組の拡大 18年度中に規定を整備し、23年度までに1割削減</p>	<p>容器包装リサイクル法の改正内容等について、食品関連事業者に対する普及啓発を実施し、排出抑制の取組の促進を図る必要がある。</p> <p>引き続き、容器包装リサイクル法の改正内容等について、食品関連事業者に対するセミナー等を実施することにより、排出抑制の取組のための判断の基準に基づく取組を促進するとともに、20年度から新たに排出抑制の取組内容の定期報告義務が課される事業者(年間排出量が50トン以上)に対しては、定期報告内容の周知、法に基づく適切な取組の</p>

回)。

通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。

〔農林水産省〕

生産者、卸・仲卸業者、小売業者、通い容器レンタル事業者等の関係者に対するヒアリングを実施。通い容器の普及に向けた課題を抽出・整理するとともに、関係者による「通い容器普及促進協議会」を設立し、課題解決に向けた推進体制を構築。

通い容器の本格的な普及
(17年の普及率
3.1%)

促進を図る。

通い容器の本格的な普及を図るためには、回収拠点の整備、紛失防止システムの在り方等の課題について、関係者が一体となって克服のための方策を検討する必要。このため、今後、協議会会員の実務担当者レベルでの専門的な検討を進め、年内を目途に普及促進に向けた提言をとりまとめる予定。

5 農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減

項 目	取組内容・課題【取組主体】	取組目標 / 進捗状況	課題・対応方向
生産資材コストの縮減			
<p>生産資材の大口割引の割引率の拡大など全農による担い手への生産資材の価格還元</p>	<p>大口割引率の拡大、大口ロット条件の向上など、担い手向け価格条件と大型規格商品について次の施策を中心に拡充。 【全国農業協同組合連合会】</p> <p>肥料農薬の既存大口設定奨励措置(割引率等)の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手ニーズ調査等の実態分析を踏まえ、奨励措置を検討 新規対象品目(営農用燃料等)の選定と価格条件、奨励措置の設定 ・ 18年度は営農用燃料(A重油・灯油)の価格高騰対策として、JAが担い手として位置付けた施設園芸農家に対し新たに助成を実施(10億円規模)。 輸入高度化成肥料の港湾・倉庫等からの直行条件、自己取り条件の充実 ・ 18年9月から、アラジン等肥料の港湾・倉庫等から農家への満車直送を開始(従来比で 10% ~ 15%の価格低減効果の見込み) 農薬大型規格商品の拡大 ・ 18年12月から、水稻除草剤を中心に大容量の容器による大型規格商品の取扱を現行17品目から40品目へと拡大(基準規格対比 3% ~ 42%の価格低減効果の見込み) 担い手向け輸入農機、独自型式農機の取扱 ・ 18年10月から、韓国製トラクタの輸入取扱を開始し、18年度末までに30台を輸 	<p>事業規模を現行の10億円強/年相当を19年度からの5年間で120 ~ 160億円相当へ</p>	<p>業務改善命令(平成17年10月13日付け17経営第3818号)に従い全農が提出した「改善計画」に基づき、担い手のニーズに応じた肥料・農薬の担い手向け価格条件と大型規格商品を引き続き拡大。</p>

	<p>入見込み(国産の同等クラスに比べ概ね30%の価格低減)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月から、大量生産機の機能を絞り込むなどにより、従来機よりも2割程度安価な国産JAグループ独自型式コンバインの取扱を開始 <p>各都道府県ごとに担い手対応強化施策を策定。</p> <p>担い手に向く営農指導体制の整備、農協営農経済渉外担当者の設置拡大などを実施。</p> <p>【全国農業協同組合中央会、農業協同組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手に向く営農指導体制を整備(19年3月末までに全農36県本部で150名を配置見込み)。 農協においても担い手専任対応者を885名配置。 		
<p>高度化成肥料、BB肥料、農薬大型規格品、低コスト支援農機の普及拡大</p>	<p>生産資材コスト低減推進本部を設立し、これまでの取組を総括した上で、「生産資材コスト低減チャレンジプラン」を策定。</p> <p>【全国農業協同組合連合会】</p> <p>「生産資材コスト低減チャレンジプラン」21年度の到達目標の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 全農の取扱高度化成肥料に占める輸入高度化成肥料の普及率 <p>・全農の取扱高度複合肥料に占めるBB肥料の割合</p>	<p>36%(16肥料年度) 43%(21肥料年度)</p> <p>39%(18年度末見込み)(18年度目標38%)</p> <p>25%(16肥料年度) 28%(21肥料年度)</p>	<p>コスト低減に向けた着実な取組の実施により、確実に生産者へコスト低減効果を還元。</p>

	<p>・全農の農薬大型規格品の品目数</p> <p>・低コスト支援農機の導入率</p> <p>県別プランの策定と推進。 【全国農業協同組合連合会】 ・平成17年12月に全農が「生産資材コスト低減チャレンジプラン」を策定し、平成18年度中に全36県本部で県別プランを策定。</p> <p>農協版の生産コスト低減プランを作成し、具体的取組を推進。 【農業協同組合】 ・「生産資材コスト低減事例集」を県本部へ配布し、農協に事例紹介する等により農協の取組を推進。</p>	<p>27% (18年度末見込み)(18年度目標27%)</p> <p>17品目 (16農薬年度) 40品目 (21農薬年度)</p> <p>40品目 (18年度実績)(18年度目標20品目)</p> <p>62% (16年度) 72% (21年度)</p> <p>66% (18年度末見込み)(18年度目標65%)</p>	
<p>肥料農薬等の生産資材について、全農の手数料を引下げ</p>	<p>肥料農薬等の生産資材について、次の手順で手数料の引下げを行うとともに、全国・県本部の手数料を一本化。 【全国農業協同組合連合会】 (19年度から) 生産資材コスト低減推進本部を設立し、これまでの取組を総括した上で、新たに「生産資材コスト低減チャレン</p>	<p>16年度手数料290億円を基準として、18年度18億円削減、19年度累計27億円削減、20年度以降累計36億円削減</p>	<p>手数料引き下げに向けた着実な取組の実施により、確実に生産者へ手数料引き下げ効果を還元。</p>

	<p>ジプラン」を策定 県別・農協別プランの策定と推進 手数料の実態調査と引下げの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 17年12月に全農が「生産資材コスト低減チャレンジプラン」を策定し、18年度中に全36県本部で県別プランを策定。 ・ 段ボール箱は約1%、米麦用紙袋は0.5円/30kg袋、農業機械は約0.2%を一律に引き下げ、年間総額7.6億円規模(18年4月以降)で引き下げを実施。 ・ 肥料・農薬については、県別重点品目で、肥料5.1億円(18年7月以降)及び農薬5.4億円(18年12月以降)規模で引き下げを実施。なお、18年度県別手数料引き下げ額については、18年12月に公表。 	18億円削減(18年度実績)	
配合飼料の製造の合理化等	<p>地域ブロック別飼料会社の更なる広域化、工場の統廃合等の合理化を推進。(飼料会社1社当たりの供給量を拡大) 【全国農業協同組合連合会】 当面(20年4月)の合併目標案(6社 4社)を達成するため、合意に向け取組中 統廃合による5~7工場減に向けた合意形成中</p>	<p>6社 3社(21年)</p> <p>地域飼料会社の広域合併を推進し、飼料会社1社当たりの供給量200万トン以上を目指す。</p>	<p>工場の集約・再編や地域別子会社の合併の着実な実施。</p> <p>21年目標に向け、着実に推進しているところであり、農林水産省では、引き続き、取組の進捗状況について適切に把握するとともに、必要に応じて指導。</p>
肥料農薬などについて、農協グループを通じた物流コスト削減	<p>肥料農薬などについて、次の手順で広域物流成功事例を普及し、農協グループを通じた物流コストを削減。 【全国農業協同組合連合会・農業協同組合・農業協同組合中央会】 県域マスタープランに基づく農協への推進 広域物流実施農協の拡大(年間計画の策定と4半期ごとの進捗管理)</p>	<p>16年度推定1,200億円を17年度92億円削減、20年度160億円削減</p> <p>105億円削減(18年度実績)</p>	<p>平成20年度における160億円の物流コスト削減目標の達成に向けて、次年度以降の取組を加速し、広域物流実施農協を拡大。</p>

	<p>農協物流コスト削減目標・行動計画の策定と進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18年度は新規に23農協(累計131農協)において、生産資材(肥料・農薬・園芸資材他)の広域物流が稼働し、105億円程度の物流コストを削減。 		
<p>農産物流通コストの低減</p>			
<p>米穀の流通コストの削減</p>	<p>【流通コストの削減】 米穀の流通コストを削減。 【全国農業協同組合連合会】 各県の共計費用・流通コストの実態調査 県ごとに各費用項目の削減目標の設定・公表 削減目標として、現行600円程度 / 60kgの販売対策費の18年産からの廃止と運賃の徹底した削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18年産米から販売対策費(現行600円 / 60kg)を廃止。 ・ 共同計算を行っている全34府県本部において、18年産米県域共同計算経費上限目標値を設定し、18年12月に各県ごとに生産者に開示。 ・ 運賃削減交渉を実施し、24県本部において米穀運賃コストの引き下げを合意。 <p>市場連動型の運賃とその決定の透明性を確保する仕組みを導入し、農産物の物流コストを削減。(18年度から) 【全国農業協同組合連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運賃削減交渉を実施し、24県本部において米穀運賃コストの引き下げを合意。 <p>【手数料の見直し】</p> <p>全農と経済連が統合した府県では農協</p>	<p>米穀の現行60kgあたり3,000円程度の流通コストを、2,000円以内の可能な限り低い水準に削減。 (20年産までに)</p>	<p>コスト低減に向けた着実な取組の実施により、確実に生産者へコスト低減効果を還元。</p>

	<p>ごとの米穀手数料設定基準を全国一本化し、平均水準の10%削減と稲作所得基盤確保対策等の事務手数料(現行30円程度/60kg)の廃止(19年度から)。 【全国農業協同組合連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 米の手数料については、18年12月に19年産米から、10%程度引き下げた定額手数料への移行、都道府県ごとにバラバラだった手数料水準を全国一律14区分に整理、稲作所得基盤確保対策等に係る事務手数料(約30円/60kg)の廃止等を決定。 		
農林水産省による指導等			
農林水産省による指導等	<p>全農に対しては、業務改善命令(17年10月13日)において、「改善計画」(17年12月8日策定)の実行を求めているところであり、同命令に基づき「改善計画」の進捗状況を監視し、その実行が担保されるよう指導。 また、全中等による農協の経済事業改革の指導など、農協系統自らが行う農協の経済事業改革を促進。 【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済事業改革チームにおいて、全農から「改善計画」の進捗状況についてヒアリング(18年6月、9月、19年1月、3月) 19年1月には、改善計画提出後1年間の改革への取組を全農が総括して報告。 農林水産省から各分野における改革への取組をチェックし、遅れている部門を指導。 		<p>全農改革を引き続き確実に実施させるとともに、全農改革の取組が組合員(特に担い手)にまで確実に還元され、実感されるよう、農協段階での経済事業改革を推進。</p>